

○国立大学法人埼玉大学と民間機関等との共同研究 取扱規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 21号

改正	平成16.10.1	16規則170	平成17.1.1	16規則188
	平成18.6.22	18規則112	平成20.8.7	20規則80
	平成20.12.26	20規則117	平成21.2.26	20規則128
	平成24.9.25	24規則34	平成25.9.30	25規則15
	平成26.3.20	25規則44	平成27.3.20	26規則87
	平成28.3.29	27規則80	平成28.9.29	28規則9
	令和2.3.26	元規則47	令和4.3.17	3規則40
	令和6.2.15	5規則47	令和8.3.26	7規則63

(趣旨)

第1条 本学における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「共同研究」とは、次のものをいう。

ア 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究。

イ 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、当該民間機関等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの。

ウ 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、研究経費等の受入れがないもの。

(2) 「民間機関等共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(3) 「研究担当者」とは、共同研究を担当する本学の教員をいう。

(4) 「研究代表者」とは、研究担当者を代表し研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関して責任をもつ本学の教員をいう。

(5) 「部局」とは、教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、教育機構、研究機構、ALL SAITAMAミライ機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。

(6) 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

(7) 「国等」とは、国、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体等をいう。

(受入れの基準)

第3条 共同研究は、研究担当者が民間機関等との研究者と共通の課題について共

同研究を行うことが本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

(申込み)

第4条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、共同研究申込書（別紙様式1）を学長に提出するものとする。

2 民間機関等は、前項の申込書の提出にあたり、あらかじめ本学の研究代表者と協議するものとする。

(受入れの決定)

第5条 共同研究の受入決定は、学長が研究担当の理事（以下「担当理事」という。）に委任するものとする。

2 担当理事は、共同研究の受入れを決定しようとするときは、あらかじめ研究代表者の意見を徴し、研究機構会議の議を経て決定するものとする。

3 担当理事は、共同研究の受入れの適否について、必要がある場合には、研究代表者が教育・研究を担当する部局長と協議するものとする。

4 担当理事は、共同研究の受入れを決定したときは、学長に報告するとともに、研究代表者が教育・研究を担当する部局長に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、前条第4項の報告を受けたときは、すみやかに民間機関等の長に共同研究受入決定通知書（別紙様式2）により通知するとともに、民間機関等の長と共同研究契約を締結し、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(研究料)

第7条 民間機関等共同研究員を受入れる場合は、研究料を徴収するものとする。

2 研究料の額（消費税及び地方消費税を除く。）は、6月につき一人当たり200,000円とし、月割計算はしないものとする。

3 研究期間を延長することとなる場合には、当初の研究期間と延長する期間を合算した期間に基づき前項により算定した額とする。

4 納付された研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第8条 本学は、施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持並びに管理に必要な経常経費等を負担するものとし、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等の負担とするものとする。

2 第2条第1号ア及びイに定める共同研究を受入れるに当たって民間機関等は、共同研究遂行のために直接必要となる人件費、謝金、旅費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の経費（以下「直接経費」という。）並びに直接経費の30%に相当する額（以下「間接経費」という。）の合算額（以下「研究費」という。）を負

担するものとする。

(研究料及び研究経費の徴収)

第9条 第7条第1項に規定する研究料及び前条第2項に規定する研究費(以下「研究経費」という。)は、第6条に規定する共同研究契約を締結した後、本学の発行する請求書により、民間機関等から徴収するものとする。

(設備等の取扱い等)

第10条 研究経費により、本学において新たに取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等に帰属するものとする。

3 本学は、共同研究遂行上必要な場合には、民間機関等の所有に係る設備を無償で受け入れることができるものとする。

(研究場所)

第11条 研究担当者は、共同研究遂行上必要な場合には、民間機関等の施設において研究を行うことができる。

(研究の中止又は期間の変更)

第12条 研究代表者は、天災その他研究の遂行上やむを得ない理由により共同研究を中止し、又はその期間を変更する必要があるときは、直ちに担当理事に報告しなければならない。

2 担当理事は、前項の報告を受けたときは、共同研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、民間機関等の長と協議のうえ、当該共同研究を中止し、又はその期間を変更することを決定し、その旨を学長へ報告するとともに、研究代表者が教育・研究を担当する部局長に通知するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、共同研究契約を解約し、又は研究期間変更の契約を締結するものとする。

(研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 前条第2項の規定による共同研究の中止によって、第9条第1項の規定により納付された研究費の額に不用が生じた場合は、不用となった額の全部又は一部を民間機関等に返還することができるものとする。

2 共同研究を完了し又は中止したときは、第10条第2項の規定により民間機関等から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で民間機関等に返還するものとする。

(完了の報告等)

第14条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、民間等との共同研究完了報告書(別紙様式3)により、学長に報告しなければならない。

(研究成果及び研究の実施状況等の公表)

第15条 共同研究による研究成果及び研究の実施状況等について、公表を原則とするものとする。

2 前項の公表の時期及び方法については、学長が、民間機関等の長と協議のうえ、契約書等において適切に定めるものとする。

(特許出願)

第16条 学長又は民間機関等の長は、共同研究の結果において、研究担当者又は民間等共同研究員がそれぞれ独自に行った発明に係る特許出願を行うときは、当該発明をそれぞれ独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。

2 学長及び民間機関等の長は、共同研究の結果において、研究担当者及び民間等共同研究員が共同して行った発明に係る特許出願を行うときは、持分等を定めた共同出願契約を締結のうえ共同出願を行うものとする。ただし、当該民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとする。

3 学長は、前項の共同出願契約を締結する場合は、当該民間等共同研究員と合意予定の持分案について、国立大学法人埼玉大学職務発明規則第16条に規定する知的財産評価委員会に諮るものとする。

(特許権等の実施)

第17条 学長は、共同研究の結果生じた発明について、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「本学が承継した特許権等」という。）を、当該民間機関等又は当該民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は公共性及び公平性を著しく損なわないと認められる場合は、必要に応じて更新することができるものとする。

2 学長は、共同研究の結果生じた発明について、本学及び民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の同意を得て、当該民間機関等の指定する者又は学長の指定する者に対し、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は公共性及び公平性を著しく損なわないと認められる場合は、必要に応じて更新することができるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条 学長は、前条の規定により許諾された者による、本学が承継した特許権等又は共有に係る特許権等の優先的実施が、実施期間の第2年次（この期間によ

り難しい場合は、学長と当該民間機関等の長が協議して定めた期間)以降において、正当な理由なく実施しないときは、当該民間機関等、その指定する者及び学長の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し、当該民間機関等又は当該民間機関等の指定する者の意見を聴取のうえ、当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第19条 前2条の規定により、本学が承継した特許権等若しくは共有に係る特許権等の実施を許諾したとき、又は共有に係る特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の準用)

第20条 共同研究の結果生じた考案に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権については、前4条の規定を準用する。

(秘密の保持)

第21条 学長及び民間機関等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議のうえ、非公開とする旨、定めることができる。

(適用除外)

第22条 次の各号に該当する場合は、この規則の一部を適用しないことができる。

- (1) 国等の制度に基づく共同研究
- (2) その他特別な事情により学長が認めた場合

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.10. 1 16規則170)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17. 1. 1 16規則188)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18. 6.22 18規則112)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20. 8. 7 20規則80)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成20.12.26 20規則117)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2. 26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 9. 25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25. 9. 30 25規則15）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26. 3. 20 25規則44）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 26規則87）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 9. 29 28規則9）

1 この規則は、平成28年9月29日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の規則により申込みを受けた共同研究の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和2. 3. 26 元規則47）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 2. 15 5規則47）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8. 3. 26 7規則63）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

埼玉大学長 殿

所在地
名 称
代表者

共同研究申込書

国立大学法人埼玉大学と民間機関等との共同研究取扱規則に基づき、下記のとおり共同研究の申込みをいたします。

記

研 究 題 目		
研究目的及び内容		
研 究 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
研 究 実 施 場 所		
研究に要する経費の 負 担 額 (消費税及び地方消費税含む)	直接経費	円
	間接経費	円
	研 究 料	円
	合 計	円
民間等共同研究員 (所属・職・氏名)		
希望する研究担当者 (部局・職・氏名)		
提 供 設 備 等		
その他参考となる事項		

※研究実施場所について、第 2 条第 1 号イ及びウに規定する共同研究の場合は、それぞれの研究実施場所を記載すること。

※民間機関等共同研究員については、民間機関等共同研究員を受入れる場合は、「民間機関等共同研究員調書」を添付すること。

民間機関等共同研究員調書

ふりがな 氏名		性別	男 女	生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
現住所					
学歴 学部相当以降のもの	年 月	事 項			
職歴	年 月	事 項			
学会及び 社会における活動等	年 月	事 項			
賞罰	年 月	事 項			
研究業績	年 月	著書・論文 等の名称	単、共 の別	発行所、発表雑誌又は 発表学会等の名称	
備考					

(別紙様式2) (第6条関係)

埼 大 第 号
令和 年 月 日

(民間機関等の長) 殿

埼玉大学長 印

共同研究受入決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありました下記の共同研究について、受入れを決定しましたので通知します。

記

研 究 題 目

(別紙様式3) (第14条関係)

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

(研究代表者)

民間等との共同研究完了報告書

下記の共同研究が完了したので報告いたします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究成果の内容等 別紙のとおり
- 3 相手方民間機関等
- 4 研 究 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 5 そ の 他

「民間機関等との共同研究」実施報告書

1 共同研究の概要等

機 関 名 : _____

研究 題 目			<input type="checkbox"/> ライフサイエンス <input type="checkbox"/> エネルギー <input type="checkbox"/> 情報通信 <input type="checkbox"/> 製造技術 <input type="checkbox"/> 環 境 <input type="checkbox"/> 社会基盤 <input type="checkbox"/> ナノテクノロジー・材料 <input type="checkbox"/> フロンティア	
	研究開始年度	年度	もっともふさわしい研究分野を1つ選択の上、“レ”を記入。 上記の分野により難しい場合にのみ下記に研究分野名を記入。	
研 究 成 果 の 概 要				
研 究 成 果 の 今 後 の 活 用 等				
埼 玉 大 学 の 研 究 組 織	研 究 者 氏 名		部 局 ・ 職 名	
	(研究代表者の氏名に※印)			
	計 名			
民 間 機 関 等 の 研 究 組 織	機 関 名			分 類
	住 所			
	事 業 内 容			規 模
	受 入 共 同 研 究 員 数 人			
民 間 機 関 等 からの設備の受入れ状況				